

「特別支援教室（仮称）構想」に向けた工夫ある取組とは

【研究の背景】

特別支援教室構想に関する研究は、平成18年5月に設立された特別支援教室制度研究会に端を発します。この研究会は当時の文部科学省が行っていた「新教育システム開発プログラム」の研究の一環として、「特別支援教室（仮称）」の制度化に向けた課題等を検討することが目的とされていました。そして、この研究の課題を引き継いだのが「特別支援教室構想に関する研究」です。平成18・19年度の制度研究会の研究と平成20年度の「特別支援教室構想」の研究は、課題の継承という研究設定であり、研究の年次進行にともなって派生する課題解決に取り組むという性格がありました。このことは、「特別支援教室（仮称）」を構築する際に段階を追って考えなければならない具体的な課題を明確にすると同時に、現行制度の枠内での課題解決に向けた工夫や方法を明らかにする結果となりました。

【「特別支援教室（仮称）」の研究課題の変遷】

平成18年度（文部科学省新教育システム開発プログラム「特別支援教室制度に関する研究」1年目）

- 1 特殊学級に在籍する児童・生徒のほかに、特殊学級担当教員が、通常の学級に在籍するLD等を含めた障害のある児童生徒の支援方法を探る。
- 2 通級による指導の担当教員が、対象児童生徒以外のLD等を含めた障害のある児童生徒への支援方法を探る。
- 3 校内や校区外における教師間連携・支援体制づくりや、校内における交流及び共同学習を適切かつ効果的に行う方法を探る。

（報告書アドレス：<http://www.nise.go.jp/projects/project4/H18houkoku.pdf>）



現行制度の枠内で学校運営の裁量拡大の工夫を行う

平成19年度（文部科学省新教育システム開発プログラム「特別支援教室制度に関する研究」2年目）

- 1 通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒のため、支援の必要な時間数をあげる根拠を検討する。
- 2 効果的な「特別支援学級」「通級による指導」の弾力的運用の在り方を検討する。
- 3 弾力運用による支援の効果の測定方法を検討する。
- 4 特別支援教育補助員等の効果的な活用の在り方を検討する。

（報告書アドレス：http://www.nise.go.jp/projects/project4/H18_19houkoku.pdf）



特別支援教育支援員の専門性の確保、交流及び共同学習の量的・質的な向上

平成20年度（国立特別支援教育総合研究所 専門研究「特別支援教室構想」に関する研究）

- 1 交流及び共同学習の状況と課題（量的・質的な向上）
- 2 「特別支援学級」の担任以外を含めた共同的な指導の取組の状況と課題
- 3 「特別支援学級」と「通級による指導」の弾力的運用についての状況と課題
- 4 特別支援教育支援員等の活用状況と専門性の確保についての課題

【研究結果の効果・効用】

本研究は、これからの「特別支援教室（仮称）」（案）を構築するには、学校や教育委員会の中でどのような取組を行えばよいかということについて、研究協力教育委員会の実践報告をもとに国立特別支援教育総合研究所の検討を加えて報告書がまとめられている実際的な研究です。今後の、特別支援教室の制度について検討する際に、検討資料として活用が期待されます。また、本研究には、国立特別支援教育総合研究所のプロジェクト研究「小・中学校における障害のある子どもへの「教育支援体制に関する在り方」及び「交流及び共同学習」の推進に関する実際的な研究（平成16～19年度）」の研究結果が活用されています。

（報告書アドレス：http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_c/c-69_all.pdf）

【課題に対する研究の結果】

1 交流及び共同学習の状況と課題（量的・質的な向上）への対応方法

- (1) 学校での「交流及び共同学習」の教育方針を作成する。
- (2) 「交流及び共同学習」の指導計画を作成し、時間割編成を行う。
- (3) 教職員で「交流及び共同学習」が可能な教科の共通理解をする。
- (4) 教育委員会における障害理解の冊子の作成と全校配布を行う。

2 「特別支援学級」への担任以外を含めた共同的な指導の取組

- (1) 本研究における研究協力機関における共同的な指導の実際
 - ① 特別支援学級在籍児童生徒の「交流及び共同学習」の時間において共同的な指導を行う。
 - ② 特別支援学級の学習指導において、主担任として指導に入る。

(2) 具体的な取組

- ① 校内支援体制の確立と校内委員会での話し合いを行って対応する。
- ② 「障害特性の分かる先生」「TTによって児童生徒の困り感に寄り添うことが得意な先生」「教科指導を専門としている先生」など、先生方の特性に応じた役割分担を行って対応する。
- ③ 協力体制で支援・指導を行う。（特別支援教育コーディネーター、教務担当、特別支援学級担当教員以外の教職員、専科担当教員、養護教諭、栄養士、非常勤講師等）

3 「特別支援教室」と「通級による指導」の弾力的運用についての工夫

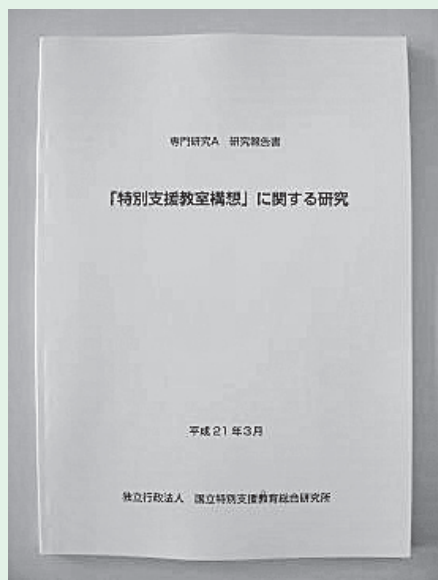
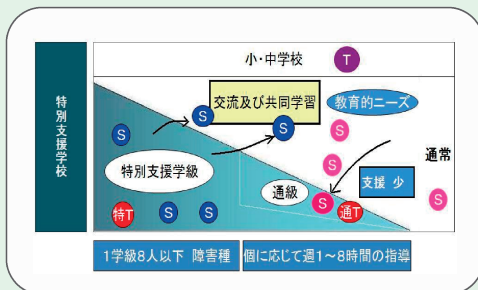
- (1) 「特別支援学級」「通級指導教室」の指導時間を工夫して、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への指導を行う。

（参考：http://www.nise.go.jp/projects/project4/SSR/SSR_files/Default.htm）

- (2) 支援基準を設定し、支援の形態・内容と支援時間を決める。
- (3) 通級指導教室の専門性を活かした支援センター機能により学校の支援を開始する。（教育委員会）

4 特別支援教育支援員等の活用と専門性の確保について

- (1) 特別支援教育支援員等の採用の要件に配慮する。（教育委員会）
- (2) 特別支援教育支援員の研修を行う。
- (3) 「初対面での配慮が必要」児童生徒への支援・指導等も考慮が必要である。



「特別支援教室構想」に関する研究

【研究課題名】

専門研究 A「特別支援教室構想」に関する研究（平成20年度）

【研究代表者名／問い合わせ先】

研究代表者名：藤本 裕人

（メールアドレス fujimoto@nise.go.jp）

所内研究分担者

廣瀬由美子 田中良広 藤井茂樹 滝川国芳

【研究協力機関】

宮城県栗原市教育委員会
滋賀県湖南市教育委員会
新潟県上越市教育委員会
長野県長野市教育委員会
神奈川県横浜市教育委員会

